

平成29年度 第5回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 平成29年 8月 9日(水) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

- 議 事
- 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(18名)

- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大西 嘉一郎 | 2番 | 石川 有利 |
| 3番 | 星川 安德 | 4番 | 横尾 昇 |
| 5番 | 押条 和司朗 | 6番 | 篠原 義尚 |
| 7番 | 鈴木 俊一 | 8番 | 武村 美枝子 |
| 9番 | 妻鳥 和美 | 10番 | 高橋 博 |

1 1 番 坂 上 宏
1 3 番 鈴 木 博 美
1 5 番 辻 政 春
1 7 番 齋 藤 伊 勢 子

1 2 番 尾 崎 靖 雄
1 4 番 高 橋 藤 信
1 6 番 河 村 薫
1 8 番 則 友 祝 則

欠席委員（1名）

1 9 番 石 川 武 将

出席農地利用最適化推進委員（21名）

1 番 脇 純 樹
3 番 薦 田 悦 男
5 番 高 橋 忠 明
7 番 宇 高 勉
9 番 石 村 好 典
1 2 番 高 橋 功
1 5 番 河 村 一 碩
1 9 番 加 地 照 男
2 1 番 越 智 寧
2 3 番 近 藤 良 啓
2 5 番 鈴 木 敏 也

2 番 藤 田 紘 正
4 番 森 川 雅 之
6 番 合 田 慎 太 郎
8 番 鎌 倉 靜 夫
1 0 番 中 泉 敏 則
1 4 番 三 好 忠 行
1 7 番 鈴 木 一 郎
2 0 番 渡 邊 繁
2 2 番 尾 崎 寿 則
2 4 番 高 橋 祥 志

欠席委員（4名）

1 1 番 石 川 修 平
1 6 番 合 田 篤 夫

1 3 番 立 川 貞 美
1 8 番 真 鍋 義 孝

出席した職員

事務局長 曾我部 和 司

次 長 大 西 唯 文

係 長 岡 田 昇
係 長 石 川 考 太

係 長 河 村 由 美 子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 連日の猛暑で何かとお疲れのところ、またお忙しい中、第5回の総会にお集まりいただきありがとうございます。農家にとっては、その時期その時期でどうしてもやらなければいけないことがあるということで、猛暑の中、つつい無理をしがちですけれども、休憩を十分取りながら体調を崩さないようにご注意くださいというように思っております。一昨日の台風5号、当初の予報では瀬戸内海に入って来るということで、いろいろ心配したわけですが、進路を東にとって幸い四国中央市においては大きな被害はなかったということで、ほっとしております。台風のおかげで富郷ダムの貯水率が、90パーセント近くできたということで、水の心配はないかなと思っております。ただ今後も節水には気をつけていただいて給水をお願いいたします。先月の総会で調査をお願いいたしました農地の現地の現地調査、暑い中、ご苦勞でございますが調査の方をお願いして来月の総会までには事務局へ提出をお願いしたいと思っております。この調査は農地の有効利用を図るということで、特に遊休農地となるおそれとなる農地について順次、その所有者に農地をどのように利用されるか、自ら耕作されるか、貸すかというふうな意向調査を始めます。それに基づいて農地の有効利用をさらに進めていきたいというのが目的でありますので、暑い中ですけれどもよろしくお願いしたいと思います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、19番石川武将委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。
また、農地利用最適化推進委員の11番石川修平委員、13番立川貞美委員、16番合田篤夫委員、18番真鍋義孝委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、9番 妻鳥和美委員、8番 武村美枝子委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 受付番号20番～22番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを説明いたします。受付番号62番、金生町下分の田2筆につきましては、小作地開放ということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けするそうです。63番柴生町の畑3筆については、姉から弟への贈与ということになっております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。64番土居町津根の畑2筆につきまして、

所有地に隣接し便利なためということですが、受人の〇〇さんの所有される農地の数筆がきちんと農地として使用されていません。改善しますということをして以前言われていたのですが、未だに改善されていませんので、条件第1号の農地の利用状況という部分で該当するということですので、今回は保留が良いかと思います。また66番の土居町津根の田1筆についても同じ〇〇さんですので、合わせて保留ということになろうかと思います。受付番号65番、土居町津根の田2筆、畑4筆、計6筆については元隣人からの贈与ということになります。条件第1号から第7号までにつきましては問題ありませんが、贈与される農地の一部に筆界未定地があります。受人の〇〇さんに聞いたところ、筆界未定地は所有者もわかっているということなので、解消に向けて行政書士と相談されるということをして言われていました。また土地の所在もここだということをして言われていましたので問題ないと思われれます。果樹や野菜を栽培されるそうです。67番土居町津根の田2筆につきましては、受人の〇〇さんですが、所有地の農地の数筆が農地として使用されておられません。今年の初め頃に柑橘を植えた田畑が4筆ほどありますが、雑草が生えて果樹が見えなくなっております。また柑橘の葉があせて黄色くなっております。肥培管理もされていないのではないかとということで、条件第1号の農地の利用状況に該当しますので、保留が良いかと思いますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。以上で終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議長 受付番号62番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 63番

委員 異議ありません。

議長 64番

尾崎寿則推進委員　　今回は保留がよろしいかと思えます。

議　長　　6 5 番

尾崎寿則推進委員　　受人の〇〇さんが十数年前からこの農地を耕作しており
その実績もありますし、異議はありません。

議　長　　6 6 番

尾崎寿則推進委員　　今回は保留がよろしいかと思えます。

議　長　　6 7 番

近藤良啓推進委員　　今回は保留がよろしいかと思えます。

議　長　　ほかに質疑はありませんか。

議　長　　先ほどの保留の件でご質疑はありませんか。

議　長　　格別ないようですので、これより採決いたします。

議　長　　議案第1号中、受付番号64番、66番、67番の3件については
保留ということによろしいですか。

委　員　　拍手全員

議　長　　拍手全員であります。よって、議案第1号中、受付番号64番、
66番、67番については保留することに決しました。

議　長　　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について
受付番号64番、66番、67番を除く申請分について原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委　員　　拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、受付番号64番、66番、67番を除く申請分については原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件です。受付番号8番、土居町小林の2筆の案件については、申請人は〇〇〇〇、敷地誤りのための宅地拡張及び家族増加による露天駐車場新設です。なお既に造成されており、違反転用ではありますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号9番、土居町蕪崎の2筆の案件について、申請人は〇〇〇〇、自宅で自動車修理業を営んでおり、申請地を修理車や廃車を置くための資材置場兼駐車場として利用するという案件です。尚、既に造成し利用されていて、違反転用ではありますが、始末書が出ております。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議 長 受付番号8番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の許可後の事業計画変更申請は1件です。受付番号20番、上分町の1筆について、当初計画者は昭和51年2月に住宅を建築する際、以前に購入していた隣接する一体利用地に建築して、申請地はそのまま農地として利用していました。高齢となり介護施設を利用することになったため、今回継承者に売却するものであります。継承者は隣接地で紙加工業を営んでおり、運搬車両や来客用の駐車スペースの確保に苦慮していることから、譲り受けて駐車スペースとして利用したいと考えております。現況は農地のため議案第4号受付番号84番の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があればよろしく申し上げます。

議 長 受付番号20番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、9件です。受付番号82番、金生町下分の案件については、受人は結婚を機に申請地を譲り受けて、婚約者と共有の一般個人住宅建築です。受人は〇〇 〇、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号83番、金生町下分の案件については、受人は土居町で土木工事業等の会社の取締役をしていますが、市内東部の受注に応えるために申請地を貸資材置場とするものです。受人は〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号84番、上分町の案件については、受人は隣接地で紙加工業等の法人であり、現在運搬車両や来客用の駐車スペースが手狭なため、隣接地を譲り受けて駐車場として利用するものです。受人・渡人合致の露天駐車場です。受人は株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇。議案第3号受付番号20番の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号85番、妻鳥町の案件については、受人は大型スーパーや病院に近い申請地に建売住宅を3戸建設する受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人は〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号86番、川滝町下山

の2筆の案件については、受人は事業拡大のため実家の隣接地を資材置場とし、併せて土地管理を行う受人・渡人合致の資材置場兼土地管理です。受人は〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号87番、土居町入野の3筆については、受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人は株式会社〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号88番、土居町小林の案件については、現在夫婦で親と同居し、手狭なため隣接地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人は〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号89番、土居町藤原1番耕地の5筆の案件については、受人は紙加工業等を営んでおり、各種紙製品等の受注が好調なため申請地に新工場を建設し、増産体制を整えたいと考えております。受人・渡人合致の紙加工場建設です。受人は〇〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号90番、土居町野田の9筆の案件については、受人は平成27年、平成28年と隣接地に物流ターミナル倉庫を建設したが、コンビニ向けの物流倉庫の需要の引き合いが多く、今回渡人との協議が整ったので、一体利用地と併せて申請地に物流ターミナル倉庫を建設したいと考えております。受人は〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 受付番号82番

委 員 82番、83番異議ありません。

議 長 84番

委 員 異議ありません。

議 長 85番

委 員 異議ありません。

議 長 86番

委 員 異議ありません。

議 長 87番

委 員 異議ありません。

議 長 88番

委 員 異議ありません。

議 長 89番

委 員 異議ありません。

議 長 90番

河村 薫委員 畑9筆につきましては、ほとんどが耕作されてなくて、今回物流ターミナル倉庫の建設によりまして、遊休農地の解消になりますので異議ございません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

- 議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。
- 議 長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
（岡田係長、受付番号97番～105番を議案書により説明）
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号106番～108番については再設定であります。
- 議 長 それでは受付番号97番、質疑ありませんか。
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 98番
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 99番
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 100番
- 委 員 100番、101番、102番異議ありません。
- 議 長 103番
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 104番
- 委 員 104番、105番異議ありません。

議長 受付番号106番～108番の再設定について質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
（大西次長、受付番号13番～14番を議案書により説明）

議長 これより、質疑には入りません。

議長 受付番号13番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 14番

委員 異議ありません。

議長 他に、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会臨時総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：35）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

| | |
|-----|-------|
| 議 長 | 石川有利 |
| 委 員 | 妻鳥和美 |
| 委 員 | 武村美枝子 |